

お客様へ

カード規定改正のお知らせ

平素は、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

平成18年2月10日（金）に、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（以下「預金者保護法」といいます。）が施行されました。

同法施行に伴い、当金庫では下記のカード規定について、預金者保護法にもとづく偽造カード・盗難カード等被害にかかる損失の補償に関する項目を含む規定に改正させていただきました。

※改正させていただいた規定

- キャッシュカード規定
- 法人キャッシュカード規定
- 当座キャッシュカード規定
- デビットカード規定
- ペイジー口座振替受付サービス規定

なお、改正後のカード規定を掲載しました「にしんキャッシュカードご利用のしおり」（カード規定集）をカードご利用のお客様にお渡ししておりますので、ご希望のお客様は店頭窓口にお申し出いただくようお願いいたします。

また、カード規定ならびに偽造・盗難カード等被害にかかる損失の補償に関してご不明な点及びご質問等がございましたら、窓口までお気軽にお問い合わせください。

平成18年2月
西兵庫信用金庫